

地域自治協議会 広報手順について

2015年8月22日

新千里東町地域自治協議会 広報委員会

- **地域自治協議会の広報媒体として、広報誌「ひがしおか」、ホームページ、掲示板、各戸配布等が利用できます。**（団地掲示板・各戸配布：必要数は交流室でご確認ください。公共掲示板：ホームページ広報委員会記載の利用基準を守ってください。）
- **情報発信の責任部署（委員会または事務局）が、広報コンテンツを作成し利用媒体を決定します。**

協議会ホームページおよび「ひがしおか」への掲載手順

● 協議会ホームページ （2015年8月現在の協議会ホームページを前提）

原則、依頼されたすべてのコンテンツを掲載します。ただし、そのレイアウトなどは広報部会にご一任ください。

原則、協議会ホームページに掲載されると、新千里東町 HP にその案内が掲載されます。

HP タブ	掲載内容	掲載手順（情報はすべて電子媒体で）
お知らせ	協議会からのお知らせ	情報責任部署 → HP 担当へ（決定後早めに）
協議会 NEWS	協議会活動報告	情報責任部署 → HP 担当へ（1週間以内）
総会・理事会	総会・理事会からの報告 （概要や総会・理事会資料・議事録）	概要報告 ：広報委員会（2週間以内）で作成・掲載 総会・理事会資料 ：事務局 → HP 担当へ（総会・理事会終了後2週間以内 ただし、議事録は、次月の理事会承認後速やかに）
委員会	委員会からの報告	情報責任部署 → HP 担当へ（適宜）
地域自治協議会	協議会の紹介・規約など	事務局 → HP 担当へ
お問い合わせ	協議会への問い合わせ	広報委員長宛てに配信。対応は広報委員長

● 広報誌「ひがしおか」

- 原則、ホームページにある新しいコンテンツを「ひがしおか」に掲載します。
- 紙面の都合によりコンテンツを広報委員会の責任で修正・省略する場合があります。また、紙面レイアウトなどは広報委員会にご一任ください。
- 掲載にあたっての留意事項や新規追加事項があれば、原稿期限（偶数月 15日ころ：発行は奇数月 1日です）までにお知らせください。

● 広報委員会 連絡先

HP 担当	倉垣
ひがしおか担当	寺村

以上